

滋賀県留置施設視察委員会について

◆ 委員会設置の趣旨等

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の適正な運営を確保するため、滋賀県警察本部に法律関係者、医師等による滋賀県留置施設視察委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されています。

◆ 委員会の設置年月日

平成19年6月1日

◆ 委員会の組織・職務

- ★ 委員会は、4人の委員で組織されており、身分は滋賀県公安委員会が任命する非常勤の地方公務員で、任期は1年です。
- ★ 委員会は、留置施設を視察し、その運営状況について留置業務管理者（警察署長）に意見を述べるすることができます。

◆ 委員会の活動状況

令和4年度中、2回の会議を開催したほか全10施設を視察しました。

◆ 委員会の意見

視察結果等を踏まえ、全10施設の留置業務管理者に対し、次の意見が述べられました。

- ① 施設の貸出備品等について入場後早期の周知に配慮されたい。
- ② 施設内の空調等、居住環境の整備に努められたい。
- ③ 被留置者の補食の購入に配慮されたい。
- ④ 留置勤務員の士気高揚について配慮されたい。

◆ 留置業務管理者が講じた措置の概要

- ① 新規入場時のほか、適宜、被留置者にわかりやすい一覧表を使って説明するなど、より一層配慮します。
- ② 各施設の設備に応じ、適宜冷暖房を作動させたり、窓の開け閉め等の工夫により、より良い居住環境の整備に努めます。
- ③ 対応可能業者の新規開拓のほか、補食メニューの拡充や見直しなど食に関する処遇に配慮します。
- ④ 若手勤務員を中心に専務員に登用し、積極的に表彰するなど、勤務員の士気高揚に配慮します。